

1 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口

丸亀市

犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった際、必要な支援を行っている庁内担当課や関係機関に適切につながります。	生活環境課 TEL 0877-35-8891
--	---------------------------

2 市役所の各種支援一覧

特に記載がない場合の受付時間:月～金 8時30分～17時15分まで(祝日・年末年始除く)

相談の種類		内 容	担当課
各種相談窓口	精神保健福祉相談	精神保健及び精神障がい福祉に関する本人や家族、関係者などの相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
	こころの健康相談	人間関係で悩んでいる、お酒の問題で困っている、こどもの引きこもり等こころの問題で悩んでいる人のために、精神保健福祉士等が個別に相談に応じます。(月1回)事前予約が必要となります。	健康課 TEL 0877-24-8806
	人権相談	差別やいじめなどの人権に関する相談に応じます。	人権課 TEL 0877-24-8811
	DV相談・女性相談	配偶者やパートナーからの暴力や離婚、自立・生活身上に関する心配ごとの問題解決に向けての相談に応じます。	子育て支援課 こども家庭センター TEL 0877-23-2201
	児童虐待に関する相談	こどもの養育や児童虐待に関する相談に応じます。	子育て支援課 こども家庭センター TEL 0877-23-2201
	子育てに関する相談	子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	高齢者虐待に関する相談	高齢者に対する虐待に関する相談に応じます。	地域包括支援センター TEL 0877-24-8933 高齢者支援課 TEL 0877-24-8807
	身体の障がいに関する相談	身体の障がいに関する相談に応じます。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
	支援措置に関する相談 (住民票の写しの交付等の制限)	DVやストーカー行為等の被害者からの申し出により、相手方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。	市民課 市民担当 TEL 0877-24-8810
	税等の納付に関する相談	税等の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。 (市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)	税務課 徴収担当 TEL 0877-24-8856
支援金	犯罪被害者等生活支援金の支給 (令和7年4月～)	故意の犯罪被害により亡くなった被害者のご遺族又は身体に重大な被害を受けた被害者の方に対して、生活支給金を支給します。(支給要件があります。)	生活環境課 TEL 0877-35-8891
	高額医療費の支給・高額療養資金制度	世帯の1カ月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分を高額療養費として支給します。	保険課 TEL 0877-24-8842
保険医療	医療費の一部負担金の徴収猶予及び減免	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予又は減免の相談に応じます。	保険課 TEL 0877-24-8842
	こども医療費助成	18歳までのこどもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808

支援項目		支援内容	担当課
保険医療	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳(中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満)までのこどもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	心身障害者医療費助成	障がいがある方が、医療機関を受診した場合の医療費の一部助成を行います。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
年金	遺族基礎年金・障害基礎年金	年金に関する相談に応じます。	市民課 年金担当 TEL 0877-24-8945
障がい福祉	特別障害者手当・身体障害者手帳の交付	障がい者手当の支給や身体障害者手帳の交付に関する相談に応じます。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する相談に応じます。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
	身体障害者手帳の交付等に必要診断書等の補助	生活保護受給中の方について、身体障害者手帳の交付に必要な診断書等の補助を行います。	福祉課 保護担当 TEL 0877-24-8848
	自立支援給付制度	障がいに関する医療や福祉サービス、福祉用具などの費用の給付を行います。	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805
生活困窮・就労支援	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉課 保護担当 TEL 0877-24-8848
	就労移行・継続支援	生活困窮世帯の自立のための就業支援を総合的に実施します。	福祉課 保護担当 TEL 0877-24-8848
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
住まい	転居費用にかかる助成(令和7年4月～)	故意の犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、引っ越しにかかる費用の実費を補助します。(支給要件があります)	生活環境課 TEL 0877-35-8891
	市営住宅への入居(令和7年4月～)	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居に関して特別に配慮します。	建築住宅課 TEL 0877-24-8814
出産	助産制度	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが出来ない場合において、その妊産婦から申込みがあった時は、助産施設における助産に係る費用を助成します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
子育て費用	児童手当	子育て家庭(18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭)に対して手当を支給します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	児童扶養手当	ひとり親家庭等の状態にあつて、18歳到達後の最初の3月31日まで(中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満)の児童を養育している方に対して手当を支給(所得制限あり)します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に重度又は中度以上に該当する障がいをお持ちの児童を養育している方に対して手当を支給(所得制限あり)します。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
就学・修学助成	就学奨励費支給制度	経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給します。	教育委員会 総務課 TEL 0877-24-8820
	片岡給付型奨学金制度	経済的な理由で大学又は短大への修学が困難な学生に対し、修学費用の一部を給付します。	教育委員会 総務課 TEL 0877-24-8820
	入学金貸付制度	経済的な理由で高校・大学等への入学金の支払いが困難な方に入学金の一部を貸し付けます。	教育委員会 総務課 TEL 0877-24-8820

支援項目		支援内容	担当課
ひとり親支援	修学費用等の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金など貸し付けの相談を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	母子寡婦福祉資金等貸付	母子家庭の母・父子家庭の父及びその児童、寡婦等に対し、各種資金の貸し付けの相談を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
ひとり親支援	母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子育て支援課 こども家庭センター TEL 0877-23-2201
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、就業支援を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
こども預かり	一時預かり保育	普段、お子さんを家庭で保育している保護者の方が、就労や疾病・出産等の理由で、家庭での保育が困難な場合に、保育所等でお子さんを一時的にお預かりします。	幼保運営課 TEL 0877-35-8892
	短期入所生活援助(ショートステイ)	保護者の病気や冠婚葬祭などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808
	夜間養護等(トワイライトステイ)	保護者が病気や仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	子育て支援課 TEL 0877-24-8808

3 市役所の手続窓口

死亡届	市民課 市民担当 TEL 0877-24-8810
国民健康保険・後期高齢者医療	保険課 TEL 0877-24-8842
国民年金	市民課 年金担当 TEL 0877-24-8945
障がい福祉	福祉課 障がい福祉担当 TEL 0877-24-8805

4 市内のその他機関による相談窓口

機関名	相談内容等	連絡先
丸亀警察署	犯罪の被害に関する相談窓口	TEL 0877-22-0110(代表)
丸亀市社会福祉協議会	生活困窮など福祉の身近な相談窓口 相談を受けて一緒に考え必要な支援につなげます。	TEL 0877-22-5700(代表)
高松法務局丸亀支局	インターネット上で人権被害を受けた場合 発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の方法について 助言を行うなど被害者自らが被害の回復・予防を図るための手助けをします。	全国共通 人権相談ダイヤル(みんなの人権110番) TEL 0570-003-110(最寄りの法務局につながります)
中讃保健福祉事務所 月～金(祝日、年末年始除く) 8時30分～17時00分	【こころの健康相談】 職場や地域などの人間関係やストレス、ひきこもり、お酒の問題など、こころの不調で悩んでいる本人や家族の方の相談に応じます。	保健対策第二課 TEL 0877-24-9963
	【医療に関する相談】 医療機関で受けた治療や説明に関する不安や疑問等の相談に応じます。	TEL 0877-24-9962
	【家庭児童相談(こども・女性相談)】 こどもの虐待や配偶者からの暴力等の家庭問題、学校生活や非行、ひきこもり、子育て等に関する相談に応じます。	生活福祉総務課 TEL 0877-24-9960
	【母子・父子・寡婦相談(ひとり親・寡婦相談)】 母子・父子・寡婦家庭の経済的自立や生活上の相談に応じます。	
	【子育て相談】 子育てに関する心配や不安、こどものことばや発達の遅れが気になる方の相談に応じます。	保健対策第二課 TEL 0877-24-9963

5 香川県の犯罪被害者等支援の総合的対応窓口

具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	香川県くらし安全安心課(県庁8階) TEL:087-832-3233 月～金 8時30分～17時00分(祝日・年末年始を除く)
------------------	--

6 香川県警察本部の相談窓口

犯罪被害給付制度に関する相談	故意の犯罪被害により亡くなった被害者のご遺族又は身体に重大な被害を受けた被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。	広聴・被害者支援課 TEL087-833-0110(代)
性犯罪の被害に関する相談	TEL #8103(ハートさん) 上記につながらない場合は、0120-694-110 又は 087-831-9110(FAX兼用)	24時間受付

7 (公社)かがわ被害者支援センターが行う各種相談・支援

電話・面接相談	具体的な問題や悩みをお聞きし、情報提供や助言等を行うほか、必要に応じて法律相談、心理カウンセリングなどを無料で行っています。	TEL087-897-7799 月～金 10時～16時 (祝日・年末年始を除く)
直接支援	ご要望に応じて、病院、警察署、検察庁、裁判所棟への付き添い支援を行っています。	

8 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」が行う各種相談・支援

電話・面接相談	被害に遭った方のお話をお聞きし、必要に応じて、法律相談、心理カウンセリング等を行っています。	#8891(はやくワンストップ) 上記の番号でつながらない場合は、 087-802-5566 月～金:9時～20時 土:9時～16時 (祝日・年末年始を除く)上記時間以外は国が設置するコールセンターに繋がります
付き添い支援	ご要望に応じて、産婦人科等医療機関や警察等に職員が付き添います。	